2020年3月3日

被保険者各位

ポーラ・オルビスグループ健康保険組合

**健康保険法改正に伴う被扶養者認定要件変更のお知らせ**

**＜海外居住被扶養者＞**

健康保険法改正に伴い、健保の被扶養者に「国内居住要件」が追加されました。

2020年4月1日より、一部例外を除き、国内に住民票のない方は、原則として被扶養者となることはできません。

つきましては、海外に居住する被扶養者がいる被保険者におかれましては、所属事業所労務担当を通じて、**2020年3月31日**までに、健康保険の**資格喪失届（「健康保険被扶養者（異動）届（国内居住要件による適用削除用）」**のご提出をお願い致します。

また、下記の例外に該当し引続き扶養を継続したい場合は、必要な確認書類を添付し**「海外居住被扶養者例外該当届」**を、同じく**2020年3月31日**までにご提出ください。

なお、事業主の命により海外に赴任する被保険者に同行する被扶養者につきましては、事業主の証明により、国内居住要件の例外として扱いますので、特別の届出手続きは必要ありません。

【国内居住要件の例外】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 例外該当事由 | 確認書類 |
| １ | 外国において留学する学生 | 1. 査証（ビザ）の写し 2. 学生証・在学証明書・入学証明書等のいずれかの写し |
| ２ | 外国に赴任する被保険者に同行する者 | 事業主の証明（事業主からの届出） |
| ３ | 就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者（観光、保養またはボランティア活動等） | 1. 査証（ビザ）の写し 2. ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し |
| ４ | 被保険者の外国赴任中に出生・婚姻等で身分関係が生じた者で、２と同等と認められる者 | 出生や婚姻等を証明する書類の写し |

* 国内居住要件の充足状況につきましては、毎年の検認時に必要に応じた確認をさせて頂きますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。